

# T-NEWS

7

【 Vol.050 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

国の共済制度を利用して、早期に資金確保  
新型コロナの影響で厚生年金保険料等の納付を猶予  
コロナ禍に係る賃料の減免等を行った不動産所有者の支援策  
新型コロナウイルスの影響により役員給与を減額する場合



## 「リモートコンサルティング」、はじめています。

弊社では、6月より営業活動において、お客さまと直接お会いしなくても、ライフプランナーが操作する端末にてコンサルティングを可能とするリモートコンサルティングシステムを導入しました。

このシステムの導入により、「時間、空間、距離」による制約がなくなり、お客さまにとって最適な環境でのコンサルティングが可能となります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面でのコンサルティングを希望されるお客さまにも、対面同様の質の高い、きめ細やかなコンサルティングが提供できるようになります。

今後もお客さまの安心・安全を最優先に考え、様々な対策・サービスを実施してまいります。ご不明な点やご要望などがございましたら、どうぞご遠慮なくご相談ください。

### 【リモートコンサルティングシステムの概要】

- ・インターネット上で担当者の画面を共有しながら非対面でのコンサルティングが可能。
- ・インターネット環境と指定のブラウザがあれば、どこでも利用可能（アプリ等のインストールは不要です）。



## 土屋 敬のつれづれ雑記

### 『戻らない、戻れない』

この度の令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

一日でも早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

.....

皆さま、きちんと眠れていますか？ 食事はできていますか？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や全国的な豪雨など、気持ちが休まる日がないですね。

こんなときこそ、気持ちは前向き・夢向きで、明るさを意識して過ごしたいと思っています。

先日、どうしても東海地方へ行かなければならない用事があり、久しぶりに新幹線に乗りました。

右上の写真をご覧ください。

上は、名古屋→東京の東海道新幹線「のぞみ」の車内。

下は、東京→仙台の東北新幹線「はやぶさ」の車内。

コロナ前だったら、間違いなく満席となる人気の時間帯です。

7月になっても、これが実態。「コロナ前には絶対に戻れない（戻らない）」と確信しました。

頭では分かっていたのですが、体感していなかったので実感がイマイチだったんですね。今回、新幹線やホテル等の現状を体験出来たことで、「バチン」とスイッチが入りました！まさしく「現状維持は退化」。

今日も明日も、自分のやれることを目一杯やりきる！  
声かけあって、励ましあって、気合い入れてまいりましょう！



## 国の共済制度を利用して、早期に資金確保

### ■経営セーフティ共済の利用法

新型コロナウイルス感染症対策として、持続化給付金や雇用調整助成金などの支援策が講じられているが、往々にして着金までに時間がかかることが多く、できるだけ早く手元資金を確保したいニーズが多いと思われる。

そんな場合に、自社が経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)に加入していれば、それを利用して上記の支援策よりも早く、手元資金を確保できる可能性がある。

経営セーフティ共済は、取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときなどに、無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入ができ、掛金は損金または必要経費に算入できる制度である。

万が一、現状で取引先の倒産等(夜逃げ等は除く)が発生した場合には、もちろんこの制度を利用することができる(ただし、貸付額の10%の掛金は積立額から減額)。

また、倒産等が発生していなくても、共済を解約することで、掛金の返還を受けることができる。掛金は12か月以上納めていけば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていけば、掛金全額が戻ってくる。経営セーフティ共済の掛金総額は800万円が上限となっており、上限に達していれば、解約により800万円を確保することができる。

もし、今後の取引先のコロナ倒産等に備えて、解約は避けたいというのであれば、共済契約は維持したまま、掛金総額の一定範囲内で一時貸付を受けることもできる。そうすることで、解約せずに手元資金が確保できる。

その場合、掛金支払中で今後の支払が厳しければ、掛金月額を最低の5,000円まで引き下げて、契約を継続すればよいだろう。

### ■小規模企業共済

また、小規模企業共済制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した場合に、掛金総額の一定範囲内で、無利子で貸付を受けることが可能となっている。

経営セーフティ共済と合わせ、早期の資金確保策の1つとして、検討して頂きたい。

(村田 直 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 新型コロナの影響で厚生年金保険料等の納付を猶予

### ■ 重い負担に苦しむ事業主

今回の新型コロナウイルス感染症によって厚生年金保険料等の納付に苦慮されている事業主も少なからずいると思われる。またこの先、売上の回復がすぐに見込まれない中では、利用可能な制度や政府の支援策は押さえておきたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主は、申請により厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができる。この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかからないことになる。

対象となる事業所の主な要件としては、次の①、②のいずれも満たすこととなっている。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同様に比べて概ね20%以上減少していること(収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所に要相談)
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

### ■ 納付を1年間猶予する

対象となる保険料は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象であり、上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用できることになっている。今回はコロナ禍の特例により通常よりも審査が簡略化されているので、複雑にみえる手続きはそれほど負担にはならないとのことだが、日本年金機構で発表しているリーフレットでその概要と流れだけはしっかり押さえてから相談にのぞんでいただきたい。

緊急事態宣言は解除されたが、基本的には行動自粛が続いている状況下であるので、対面での相談は原則行っておらず、所轄の年金事務所の窓口書類を郵送するようお願いをしているとのことのため、不明点はまず電話相談をすることからはじめたい。

### ■ 保険料の免除ではなく猶予である

厚生年金保険料については毎月納付する必要があるわけだが、この制度のもとでは、その都度申請する必要はなく、2021年1月31日までに納期限が到来する保険料については、申請書の所定欄にチェックを入れておくと、納期限までに納付がされなかったことをもって、各月の申請があったものとみなされる。

猶予期間中の口座振替停止処理についても、チェックボックスへのチェックのみで一時的に口座振替が停止されることになっており、わかりやすい。支払うことができないというほどではないが、事業資金がギリギリになってしまっているのでも「少し猶予してもらえたら利用してみよう」というような事業主は検討してみるのもよいだろう。

なお、納付の猶予の対象とならなくても猶予期間中に分割納付する方法などが認められる場合があるので、日本年金機構のホームページで確認してもらいたい。

最後に、この制度はあくまで納付の猶予であって保険料を免除するものではない。支払うことができないからといってそのままにしておく、通常の保険料等に加えて延滞金が加算されることになり、結果的に結構な金額になってしまうこともあり得るので注意が必要である。

一日でも早く自社の財務状況を把握してまずは相談するところから着手したい。

※本稿の内容は、令和2年5月27日時点のものです。最新情報は日本年金機構のホームページでご確認ください。

参照: 日本年金機構「【事業主の皆様へ】新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について  
(納付の猶予(特例)に係る内容を追加しました。)」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

庄司英尚(株式会社アイウェーブ 代表取締役、アイウェーブ社労士事務所 代表、社会保険労務士)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## コロナ禍に係る賃料の減免等を行った不動産所有者の支援策

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で売上が落ち込み、賃料の支払いが困難な中小企業を救済するための法整備を進めている。また、それに先だって、国土交通省は不動産所有者に対し、賃料の猶予や減免の協力要請をしている。このような賃料の減免・猶予を行った不動産所有者に対する支援策が、国土交通省のホームページで公表されている。

### ■テナントの賃料を減額した場合の損失は、損金計上が可能

法人・個人が行った賃料の減額が、次の条件を満たすような場合等には、その減額した分については、寄付金に該当せず、税務上の損金として計上することが可能であることが国税庁において明確にされた。

- (1) 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、または困難となるおそれが明らかであること
- (2) 実施する賃料の減額が、取引先等の復旧支援(営業継続や雇用確保など)を目的としたものであり、このことが書面などにより確認できること
- (3) 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間(通常の営業を再開するための復旧過程にある期間をいう)内に行われたものであること

なお、本取扱を受ける場合、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対し賃料を減免したことを証する書面の確認を税務署より求められる場合がある。書面の記載例が国土交通省の事務連絡において掲載されているので参考のうえ、作成、保管されたい。

### ■国税・地方税・社会保険料の猶予措置

新型コロナウイルス感染症により国税・地方税・社会保険料を一時に納付することが困難な場合には、申請により原則1年間、納付が猶予される(延滞税も軽減)。

この場合、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、税・社会保険料の納付期限において書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われる見込とする(関係法令成立後実施)。

### ■固定資産税の減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、中小事業者等が所有し、事業の用に供する家屋(建物)及び償却資産(設備等)の令和3年度の固定資産税及び都市計画税が、事業に係る収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2となる。

この場合において、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われる見込とする(関係法令成立後実施)。

### ■セーフティネット保証制度5号の利用が可能に

信用保証協会における保証のうち、一定の要件を満たした場合に一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証する「セーフティネット保証5号」の対象業種に「貸事務所業」等が追加された。

なお、セーフティネット保証5号の利用には、市区町村長の認定が必要となる。

参照:国土交通省「新型コロナウイルス感染症対策について」令和2年4月17日事務連絡  
<https://www.mlit.go.jp/common/001342992.pdf>

国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と  
申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」  
(P26/問4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

(木下洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 新型コロナウイルスの影響により役員給与を減額する場合

### ■業績悪化改定事由とは？

2020年5月15日に国税庁は「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱に関するFAQ(よくある質問)」を更新した。そのなかに、新型コロナウイルスの影響により役員給与を減額した場合の取扱が示されている。

まず、原則として法人税の取扱では、年度の途中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められない。しかし、次の「業績悪化改定事由」によるものである場合、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することができる。

#### 【業績悪化改定事由(法人税基本通達9-2-13)】

「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいうのであるから、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれないことに留意する。

### ■業績が悪化した場合に行う役員給与の減額について

例えば、イベント会社が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、イベント中止要請があったことから、今後、数か月間先まで開催予定をしていたイベントが全てキャンセルとなったとする。その結果、収入が無くなり、毎月の家賃や給与等の支払いも困難な状況であることから、役員給与の減額を行うこととした。

このように業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況は、「業績悪化改定事由」に該当する。

### ■業績悪化が見込まれるために行う役員給与の減額について

例えば、観光地での土産物販売会社が新型コロナウイルスの影響により、外国からの入国制限や外出自粛要請が行われたことで、主要売上先である観光客等が減少し、当面の間、回復する見通しも立たないとする。一方で、従業員の雇用や給与を維持するため、経営判断として役員給与の減額を行うこととした。

このように現状では売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避な状況は「業績悪化改定事由」に該当する。

税務調査に備えて、役員給与を減額しなければならない根拠資料及び議事録を作成するなど、客観的な資料の保管も必要である。

(今村京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)